

上野原市地域防災計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

編	章	節	ページ	意見の内容	市の考え方
総		5	20	<p>① (7) 避難者数について</p> <p>各想定地震における避難者数の集計にあたって、特に談合坂サービスエリア上り・下り内の流動人口についてはどのように算入されているのでしょうか？避難所の運営に関連し大目地区内の避難所では受入れ困難であり避難所指定の再検討を要すると考える。</p>	<p>計画案に記載した避難者数には、談合坂サービスエリア上り・下り内の流動人口は含まれておりません。</p> <p>また、中日本高速道路株式会社の防災業務計画では、「災害が発生した場合は、高速道路の休憩施設においてお客さまや周辺住民の方々など避難者を受け入れるものとする。」となっていることから、高速道路内の旅客等は基本的にエリア内での受入れを想定しています。このため、原案のとおりとします。</p>
総		5	23	<p>②「※火山災害の想定については火山編に記載する。」とあるが、富士山を想定した火山災害では、特に東側の上野原市においては東京都と同様に最悪の状況にあると思われる。であれば、総則において※でなく総則に「火山災害」を明記すべきと考える。</p>	<p>ご意見を参考に明記します。</p>
地	2	1	25	<p>③災害応急活動対策の教育委員会(部長・教育庁)の事務分掌について</p> <p>教育委員会分掌事務の表中、避難班の事務分掌に関し避難所全般の運営と思われるが、児童・生徒の扱いをどのようにするのか明確でないので明記すべきと考える。</p>	<p>児童・生徒に関する事務については、避難班ではなく同事務分掌中の応急教育班の事務分掌となり、「1 応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること。」としています。さらにその具体的な事務として、地震編 65 ページ第 1 4 節応急教育内に児童・生徒等の安全確保（地震発生時の対策、児童・生徒の引渡し）について明記しています。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p>
地	2	1	25	<p>④災害応急活動対策の消防本部(部長・消防長)消防団(消防団長)の事務分掌について</p> <p>消防本部の事務分掌表中「3 消防の応援に関すること。」とあるが、現場を熟知している消防職員の采配が功を奏するものと思われるので、「消防の応援・受援に関すること。」とすべきと考える。</p>	<p>ご意見を参考に明記します。</p>

編	章	節	ページ	意見の内容	市の考え方
地	2	3	31	<p>⑤広域応援体制■対策と担当の表中第5について</p> <p>受援体制に関しては、本部班、調整班とあるが、特に消防部隊の受援に関しては、現場に精通している消防職員つまり消防本部と明記すべきと考える。</p>	<p>ここでは、様々な受援業務の統括を行う担当班として本部班、調整班を記載しております。個別の調整を行う担当班については、地震編 34 ページに明記しており、その中で、消防隊については消防本部と明記しています。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p>
				<p>⑥その他</p> <p>前③及び④に関連し、現在上野原市では使われていない役職名、つまり局長、部長等の役職が明記されている。内容を精査しての提案としてください。</p>	<p>災害対策本部の組織は、平時の組織体制の枠を超えた連携を図るため、上野原市行政組織及び上野原市行政組織規則で定める組織の枠を超えた組織体制としており、平時に使用しない組織名及び役職を用いています。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p>
地	1	6	15	<p>2 自主防災組織の育成・指導</p> <p>「上野原市地域防災リーダー養成講習を実施し、防災に対する知識・技術を身につけ、防災知識の普及、自主防災組織の指導等を行う地域防災リーダーを育成する。」に 「講習を終了した地域防災リーダーは、当該居住地区における地区の防災に関する活動及び地区の防災計画の作成等に積極的に協力するよう努める。」(を追加する)」</p>	<p>自主防災組織の育成・指導する1つの手段として、地域防災リーダーを育成することとしていますが、各地域の実情や地域防災リーダー個々の生活環境、個性、指導力などはそれぞれ異なり活動可能な範囲にも差があることから、上野原市地域防災リーダー養成講習の実施要領や目的にも個別具体的な役割や業務を明記しているものではありません。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p> <p>しかしながら、地域防災リーダーが地域で活動する上で必要な意識、知識及び能力等の向上に関する研修等に取り組むとともに、その中で、各地域での防災訓練や計画作成などの必要性は指導し必要な支援を継続していきます。</p>

編	章	節	ページ	意見の内容	市の考え方
地	1	6	15	<p>3 人材の育成</p> <p>「市は、上野原市地域防災リーダー養成講習を受講した者の中から、推薦によって県が主催する「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を受講させ、防災士の資格取得を支援する。」を</p> <p>「市は、地域防災リーダー及び市民において地区の防災に関する活動に積極的に参加を希望する者の中から、推薦によって「防災リーダー養成講座」の受講など、広く「防災士」の資格取得を奨励し支援する。」（に変更する）</p>	<p>市における人材育成の取り組みは、「防災士の資格取得」ではなく、市が実施する「上野原市地域防災リーダー養成講習」の受講を育成の前提としているため、原案のとおりとします。</p>
地	1	6	16	<p>2 地区の訓練</p> <p>「自主防災組織は、避難、消火、救出救護、搬送等について、地区の住民等が参加する訓練を行う。市は、訓練の指導、資機材の貸出し等を行う。」を</p> <p>「自主防災組織は、避難、消火、救出救護、搬送等について、地区の住民等が参加する訓練を行う。当該地区の防災士及び地域防災リーダーは積極的に参加するよう努める。市は、訓練の指導、資機材の貸出し等を行う。」（に変更する）</p>	<p>自主防災組織の育成・指導する1つの手段として、地域防災リーダーを育成することとしていますが、各地域の実情や地域防災リーダー個々の生活環境、個性、指導力などはそれぞれ異なり活動可能な範囲にも差があることから、上野原市地域防災リーダー養成講習の実施要領や目的にも個別具体的な役割や業務を明記しているものではありません。</p> <p>このため、原案のとおりとします。</p> <p>しかしながら、地域防災リーダーが地域で活動する上で必要な意識、知識及び能力等の向上に関する研修等に取り組むとともに、その中で、各地域での防災訓練や計画作成などの必要性は指導し必要な支援を継続していきます。</p>

編	章	節	ページ	意見の内容	市の考え方
地	2	1	21	<p>4 本部機能等の維持</p> <p>(1) 庁舎機能</p> <p>「本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。」に</p> <p>「ただし、本部長は、市役所等の施設機能の不測の事態に備えて、事前に代替えの施設等を選定し計画する。」(を追加する)</p>	<p>地震編 20 ページに市役所が被災した場合の代替施設に関する記載があるため、原案のとおりとします。</p>
地	2	7	43	<p>1 避難所の運営 (1) 避難所運営委員会の立ち上げ</p> <p>「避難所の運営は、自主防災組織、自治会等の組織を母体とした避難者自らの運営を基本とする。市は、避難所開設当初に職員を配置し、避難所運営委員会の立ち上げを支援する。」に</p> <p>「防災士及び地域防災リーダーは、努めて避難所運営委員会に協力する。」(を追加する)</p>	<p>地域防災リーダーは個別に活動や行動するわけではなく、あくまでも自主防災組織や自治会等の一員であるため、原案のとおりとします。</p>
風	2	4	15	<p>風水害等-15 2 立退き計画の作成</p> <p>水防管理者(市長)は、当該区域を管理する警察署長と協議のうち、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要措置を講じておく。立退き計画の主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 立退きを要する人口、世帯数</p> <p> 問い「何を根拠に130人と決めたのか、その根拠は」</p> <p>(2) 立退きのための指導員編成</p> <p> 問い「指導員は誰か」</p> <p> 問い「上野原市上新田、中新田、下新田の避難先が島田小学校になっているが、桂川橋を渡る際の安全可否判断は誰がするのか」</p>	<p>(1) 立退きを要する人口、世帯数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年8月の台風10号の被害等を参考にしています。 <p>(2) 立退きのための指導員編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長と警察署長との協議の上決定します。 ・避難を要する場合は、市が避難場所を指定して避難指示等を発令します。なお、修正案では、避難場所に市役所文化ホールを追加しています。

編	章	節	ページ	意見の内容	市の考え方
火	2	2	23	<p>第2 避難所及び避難場所の整備</p> <p>「市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所を整備・指定するものとし、特に次の点に留意する。</p> <p>(3) 大量の降灰の避難を想定して、鉄筋コンクリート造等の堅固建物の確保に努める。</p> <p>(5) 指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。</p> <p>(6) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。」とあるが、問「噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所を整備するのは、誰がいつ、指定するのか」</p>	<p>計画案に記載のとおり、市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所を整備・指定します。</p>